

証券コード 7126
2026年10月8日

株 主 各 位

大阪府中央区淡路町三丁目5番1号
グローバルスタイル株式会社
代表取締役社長 田 城 弘 志

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.global-style.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グローバルスタイル」又は「コード」に当社証券コード「7126」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2026年10月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第79期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「会社の現況（直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な事業所及び店舗、使用人の状況、主要な借入先の状況）」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年10月23日（金曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月22日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年10月22日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

17. _____

18. _____

19. _____

20. _____

21. _____

22. _____

23. _____

24. _____

25. _____

26. _____

27. _____

28. _____

29. _____

30. _____

31. _____

32. _____

33. _____

34. _____

35. _____

36. _____

37. _____

38. _____

39. _____

40. _____

41. _____

42. _____

43. _____

44. _____

45. _____

46. _____

47. _____

48. _____

49. _____

50. _____

51. _____

52. _____

53. _____

54. _____

55. _____

56. _____

57. _____

58. _____

59. _____

60. _____

61. _____

62. _____

63. _____

64. _____

65. _____

66. _____

67. _____

68. _____

69. _____

70. _____

71. _____

72. _____

73. _____

74. _____

75. _____

76. _____

77. _____

78. _____

79. _____

80. _____

81. _____

82. _____

83. _____

84. _____

85. _____

86. _____

87. _____

88. _____

89. _____

90. _____

91. _____

92. _____

93. _____

94. _____

95. _____

96. _____

97. _____

98. _____

99. _____

100. _____

〇〇〇〇〇〇〇〇

議決権行使書のご用紙形式 XX 株

議決権の数 XX 股

ログインID XXXXXXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

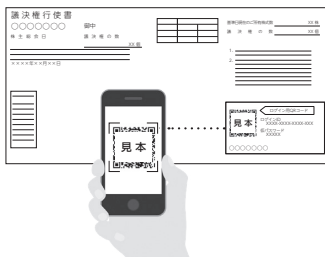
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、円安や緊迫する国際情勢を背景とした輸入物価の高止まりが企業収益と家計の双方を圧迫しており、実質賃金の回復も力強さを欠くなか、消費者の節約志向は根強く、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社が属するオーダースーツ業界におきましても、物価上昇の影響による消費者の節約志向や円安に伴う原材料価格・商品仕入原価の高騰等により、厳しい事業環境が続いております。

こうした状況の下、当社におきましては、「Enjoy Order すべてのお客様にオーダーメイドを楽しんでいただく」のコンセプトのもと、積極的な事業推進に努めてまいりました。具体的には、新規出店や新商品・サービスの開発に加え、新たなマーケティング施策「ガチスーツ」の発信に注力してまいりました。

まず、当事業年度の新規出店といたしましては、10月に「GINZA Global Style COMFORT 吉祥寺店」、11月に「GINZA Global Style COMFORT ららぽーと和泉店」をそれぞれ出店いたしました。両店舗ともにオープン直後から多くのお客様にご来店いただき、順調な滑り出しを見せております。これらを含め、当事業年度末の店舗数は計41店舗となりました。

商品開発におきましては、レディースブラウスやメンズダウンコートの展開に加え、着用シーンに合わせてスタイルを選べるオーダーポロシャツや究極の軽さを追求した新たなジャケットモデル「ZERO Like Model」の販売を開始いたしました。特に「ZERO Like Model」は、スーツ特有の窮屈さを排除した快適さと上品さを兼ね備えており、ビジネススタイルのカジュアル化や温暖化といった環境変化に対応し、「着ていることを忘れるような軽やかな着心地」を追求した商品であり、販売開始より大きな反響をいただき販売着数も好調に推移しております。これら新商品の投入により、既存顧客への新たな提案と新規顧客の開拓を並行して進めてまいります。

また、旺盛な訪日外国人需要を取り込むべく、「免税・海外配送サービス」を本格始動いたしました。免税システムの導入や公式サイトの多言語対応、英語対応可能なスタッフの配置、接客の際に使用する翻訳ツールの導入など、海外顧客の受け入れ体制を強化しております。

さらに、新たなマーケティング戦略として「その場にふさわしい一着」を「ガチスーツ」と定

義し、プレゼンテーションやプロポーズ、結婚式といった「ここぞという場面（ガチ）」で着用するスーツとしての魅力を訴求しております。本施策の一環として制作し、SNS等で配信したショートドラマは、若年層を中心に大きな反響を呼び、10月の配信開始からの累計視聴回数は1億回を突破いたしました。これに伴い、新規顧客による購入も大きく伸長し、ブランド認知の拡大に大きく寄与しております。

以上のような取り組みの結果、売上高につきましては、123億83百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、新規出店に伴う人件費や地代家賃、広告宣伝費等が増加した一方で、一部の固定資産の耐用年数誤りを当事業年度において修正した影響で減価償却費が1億23百万円減少したことで58億84百万円（同5.2%増）となりました。

利益面につきましては、上記、一部の固定資産の耐用年数の修正を行った影響もあり、営業利益9億39百万円（同17.2%増）、経常利益9億58百万円（同16.6%増）、当期純利益6億51百万円（同29.5%増）となり、前年同期を大きく上回り、過去最高の結果となりました。

なお、当社はオーダースーツの販売店舗を運営する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

②販売実績

事業部門別の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門の 名称	第78期 (2025年7月期) (前事業年度)		第79期 (2026年7月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金	額 構 成 比	金	額 構 成 比	金	額 増 減 率
G S 営 業 部	11,428	99.7%	12,383	100.0%	955	8.4%
TANGOYA営業部	31	0.3	—	—	△31	—
合 計	11,460	100.0	12,383	100.0	923	8.1

③設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、2億66百万円であります。

その主なものは、新規出店2店舗であります。

なお、当事業年度における新規出店の状況は、次のとおりであります。

	業態・店舗名	出店日
新規出店	オーダースーツ販売 GINZA Global Style COMFORT 吉祥寺店	2025年10月22日
	オーダースーツ販売 GINZA Global Style COMFORT ららぽーと和泉店	2025年11月13日

④資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約（極度額6,300百万円）を締結しております。

また、1百万円の自己株式の処分等をいたしました。

(2) 対処すべき課題

オーダースーツ業界におきましては、原材料価格の高騰や円安による仕入原価上昇等の影響は大きく、厳しい事業環境が続いております。このような経営環境のもと、当社では重点施策の遂行にあたり、以下の課題に取り組みます。

(既存事業の更なる強化)

① 来店客数の増加

全国の主要都市及び都市郊外への新規出店を積極推進することで、新規顧客の獲得に加え、既存顧客の利便性向上に努めます。

また、お客様にオーダーメイドのプロセスそのものを楽しんでいただけるよう、より快適で魅力的な店舗空間の演出に取り組みます。

② インバウンド需要への対応

インバウンドのお客様向けの免税サービス、国際配送サービスを展開し、新たな顧客層の開拓に取り組みます。

また、英語での接客対応が可能なスタッフの配置だけでなく、多言語対応可能な翻訳ツールの導入など、ご来店された海外のお客様への対応力強化にも取り組みます。

③ 商品戦略

当社の商品戦略の根幹である「国内有数の豊富な生地品の揃え（注1）」を維持・強化していくため、オーダースーツ生地を企画から厳選し、魅力ある商品ラインナップを顧客に提供いたします。

また、当社の特徴である「高いファッション性+お買い得感」を維持しながら、品質にも最大限こだわることで、お買い得感があり、魅力的な商品を提供いたします。（注2）

加えて、新たな顧客層の開拓を行うため、新商品の開発など、商品ラインナップの強化に取り組みます。

④ 人材育成

顧客のニーズに的確にお応えして、「また来たい」と思ってもらえるような人的サービスを提供できるよう、従業員への教育・研修を強化し、接客力の向上に取り組みます。

⑤ マーケティング

ネットマーケティングの活用等（インターネット広告やFacebook、Instagram、LINE等のSNS）によるオムニチャネル戦略を積極的に推進し、実店舗への送客効果による店舗売上の拡大を図ります。

また、新たな顧客層を開拓するため、「ガチスーツ」や「一軍ジャケット」のショートドラマに代表されるような魅力的なコンテンツの制作及び発信力の強化に取り組みます。

(レディスオーダースーツの販売強化・オンラインオーダーサービスの強化)

① レディスオーダースーツの販売強化

女性用ビジネスウェアの潜在需要を開拓するため、女性のニーズに対応する商品企画に取り組みます。

また、女性客への接客力向上のため、店舗従業員への教育・研修を強化し、女性客が快適にお買い物をしていただけるような店舗環境づくりに取り組みます。

② オンラインオーダーサービスの販売強化

オンラインオーダーサービスの売上拡大のため、オーダーコンテンツの充実とシステム連携による運営力の向上に取り組みます。

(システム開発による機能の強化)

顧客データの分析や業務効率を向上させるため、店頭受注システム、基幹システム、電子カルテシステム等を刷新し、機能強化を図ります。

(物流の効率化)

エネルギー価格の高騰に伴う物流費の上昇に対応するため、効率的かつ、コストを最小化する物流網の構築に取り組みます。

また、お客様に商品をスムーズにお渡しするため、生産委託工場から店舗へのより効率的な商品の流れを構築し、物流業務全般について改善を図ります。

(会員制度)

GS倶楽部及びGSアプリ倶楽部のサービスを拡充させることで顧客の利便性を高め、来店を促し、顧客満足度の向上に努めます。(注3)

(人事制度改革)

従業員満足度の向上や、従業員一人一人が日々成長を実感できる人事制度改革に取り組みます。

東京、大阪にトレーニングショップを設け、実際の店舗実務と同様のシチュエーションで従業員の教育、研修を行い、接客力向上を図ります。

(注1) 当社は、自ら選別した生地を直接調達することで、約5,000種類の品揃えを実現しております。

(注2) 価格帯については、当社は2着48,000円、1着38,000円からであり、お買い得感のある価格を実現しております。

(注3) GS倶楽部及びGSアプリ倶楽部は、当社顧客の会員サービスであり、会員限定の特典やお得な情報を提供しております。

(3) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年7月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 城 弘 志	
取 締 役	名 本 育 広	管理本部長
取 締 役	中 川 智 雄	業務システム本部長
取 締 役	江 森 義 信	商品本部長
取 締 役	窪 田 正 彦	マーケティング本部長 兼 経営戦略室長
取 締 役	井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所 所長 株式会社ブッキングリゾート 取締役
常 勤 監 査 役	西 田 順 一	西田公認会計士事務所 所長
監 査 役	橋 本 匡 弘	弁護士法人大阪本町法律事務所 社員 大阪市住吉区役所 顧問 大阪市住之江区役所 顧問 株式会社フレストアルファ 監査役 大阪港湾局 顧問 新成加工株式会社 監査役
監 査 役	田 附 貴 章	たづけ公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役井出久美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西田順一氏、橋本匡弘氏、田附貴章氏は、社外監査役であります。
3. 取締役井出久美氏、監査役西田順一氏、田附貴章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役橋本匡弘氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な見識と経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による法令違反や犯罪行為の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決議することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年7月29日開催の臨時株主総会において、取締役については年額400百万円以内（決議時点の取締役の員数は5名）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内（決議時点の監査役の員数は2名）に定めると決議いただいております。

なお、監査役の報酬等の額につきましては、株主総会において承認された報酬額の限度内において、監査役の協議のうえで決定しております。

ロ. 報酬体系

取締役の報酬体系につきましては、売上高を指標とした固定報酬、営業利益及び当期純利益を指標とした業績連動報酬等（賞与）、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬から構成されております。

ハ. 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、毎年の計画達成へのインセンティブを高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績目標の達成度に応じた賞与を毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益と当期純利益であり、その実績は営業利益939百万円、当期純利益651百万円であります。

二. 非金銭報酬等

金銭報酬とは別枠で、2022年10月26日開催の第75回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外、決議時点の対象取締役の員数は5名）と決議いただいております。

なお、2025年11月14日開催の取締役会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、以下のとおり決議し、実施しております。

(1) 払込期日	2025年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式12,000株
(3) 処分価額	1,379円
(4) 処分総額	16,548,000円

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	190百万円 (5)	139百万円 (5)	35百万円 (-)	16百万円 (-)	6名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	19 (19)	19 (19)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	210 (25)	158 (25)	35 (-)	16 (-)	9 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員に関する事項 (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井出 久美	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての経験と見識に基づき専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 西田 順一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として法令及び定款等に基づき適法性の観点から適宜発言を行うなど、健全な経営のための適切な役割を果たしております。
監査役 橋本 匡弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として法律上の観点から適宜発言を行っております。
監査役 田附 貴章	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,966,998	流 動 負 債	3,587,184
現 金 及 び 預 金	739,158	買 掛 金	339,327
売 掛 金	362,349	短 期 借 入 金	1,680,000
商 品 及 び 製 品	228,450	1年内償還予定の社債	10,000
仕 掛 品	56,614	1年内返済予定の長期借入金	174,788
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,441,169	リ ー ス 債 務 金	2,526
前 渡 金	10,504	未 払 金	250,474
前 払 費 用	99,691	未 払 費 用	94,842
そ の 他	39,987	未 払 法 人 税 等	190,792
貸 倒 引 当 金	△10,926	契 約 負 債	263,363
固 定 資 産	3,861,485	前 受 金	421,627
有 形 固 定 資 産	2,559,281	預 り 金	27,167
建 物 (純 額)	1,609,823	前 受 収 益	6,406
車両運搬具 (純額)	11,133	役 員 賞 与 引 当 金	35,000
工具、器具及び備品 (純額)	523,835	資 産 除 去 債 務	3,319
土 地	412,264	そ の 他	87,548
建 設 仮 勘 定	1,446	固 定 負 債	751,553
リース資産 (純額)	776	長 期 借 入 金	372,402
無 形 固 定 資 産	109,633	リ ー ス 債 務 金	3,083
ソ フ ト ウ エ ア	29,464	退 職 給 付 引 当 金	71,812
そ の 他	80,168	資 産 除 去 債 務	154,803
投 資 そ の 他 の 資 産	1,192,571	そ の 他	149,452
投 資 有 価 証 券	8,430	負 債 合 計	4,338,738
出 資 金	3,820	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	38,672	株 主 資 本	3,489,746
繰 延 税 金 資 産	182,208	資 本 本 金	80,000
敷 金	959,440	資 本 剰 余 金	158,952
資 産 合 計	7,828,484	資 本 準 備 金	26,634
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,317
		利 益 剰 余 金	3,299,328
		利 益 準 備 金	112,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,186,828
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,186,828
		自 己 株 式	△48,534
		純 資 産 合 計	3,489,746
		負 債 純 資 産 合 計	7,828,484

損 益 計 算 書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売 営業 受 受 賃 受 そ 営 支 為 賃 支 租 そ 経 特 税 法 過 法 当	上 上 費 業	原 利 管 理 費	高 価 益 費 益
	総 び 外	一 般 利 収	益 益 益
	取 取 貸 取	配 料 補 の 費	利 当 収 償
	業 外 払 替 収 入 税 の	用 利 差 入 原 公 数 公	息 金 入 金 他
	常 別 前 定 資 当 期 純 利	利 損 資 産 税 及 人 調 利	益 失 除 純 利 事 業 税 等 額 益
	固 引 税 人 年 人 期	利 損 税 等 額 益	損 益 税 等 額 益
	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当
	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当
	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当
	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当	税 法 過 法 当
		2,346	12,383,561
		76	5,559,325
		92,382	6,824,236
		14,769	5,884,278
		4,515	939,957
		33,281	114,089
		5,309	
		38,663	
		372	
		14,769	
		3,604	96,001
		0	958,046
		289,570	0
		110,473	958,046
		△93,717	306,325
			651,720

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

グローバルスタイル株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	俣野 朋子
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	川勝 充樹
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローバルスタイル株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして事業報告に記載されている会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月17日

グローバルスタイル株式会社	監査役会
常勤監査役（社外）	西 田 順 一 ㊞
社外監査役	橋 本 匡 弘 ㊞
社外監査役	田 附 貴 章 ㊞

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第79期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金57円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は194,068,014円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。
つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	たしろ ひろし 田城 弘志 1965年 3月15日生	1988年 4月 株式会社幸福銀行入行 2000年 4月 株式会社オンリー入社 2000年 9月 同社取締役管理本部長 2001年 9月 同社常務取締役企画管理部長 2002年 9月 同社常務取締役商品物流部長 2003年 9月 同社常務取締役管理本部長 2004年 9月 株式会社オンリーファクトリー 監査役 2005年12月 株式会社オンリーコントラクト 代表取締役社長 2006年 8月 株式会社スーパーCFO 代表取締役社長 2008年 9月 株式会社デパーチュア取締役 2013年 7月 当社取締役 2015年12月 当社代表取締役副社長 2015年12月 タンゴヤホールディングス株式会 社代表取締役 2017年 4月 当社代表取締役社長（現任） 2018年 4月 株式会社GSマネジメント 代表取締役社長（現任）	185,282株
	【選任理由】 田城弘志氏は、2015年に当社代表取締役就任以降、事業環境を見極めた経営方針及び戦略により、当社の業績拡大を推進してまいりました。同氏は、当社経営全般に関する豊富な経験と卓越した知見を有しております。今後も当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	なもと いくひろ 名本 育広 1981年 7月25日生	2004年 4月 タキヒヨー株式会社入社 2012年 9月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2014年 3月 当社入社 当社GSカンパニー商品部 2015年 2月 当社GSカンパニー経営企画室長 2016年 4月 当社GSカンパニー管理部長 2017年 6月 当社管理本部副本部長 2018年 2月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2020年 7月 当社取締役管理本部長（現任）	69,500株
		【選任理由】 名本育広氏は、当社経営に携わっており、主に管理部門での豊富な経験を有しており、その見識は今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
3	なかがわ ともお 中川 智雄 1974年 12月15日生	1995年 3月 株式会社オンリー入社 2006年 9月 同社執行役員マーケティング部長 2013年 9月 同社営業・商品本部部長 2018年 6月 当社入社 当社ネットマーケティング本部 カスタマープロモーション室長 2018年 8月 当社カスタマープロモーション室長兼社長室長 2018年10月 当社GSカンパニー事業本部 生産情報システム部長 2019年 8月 当社取締役業務システム本部長（現任）	16,100株
		【選任理由】 中川智雄氏は、当社経営に携わっており、システム開発における豊富な経験と幅広い知見を有しており、その見識は今後も、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

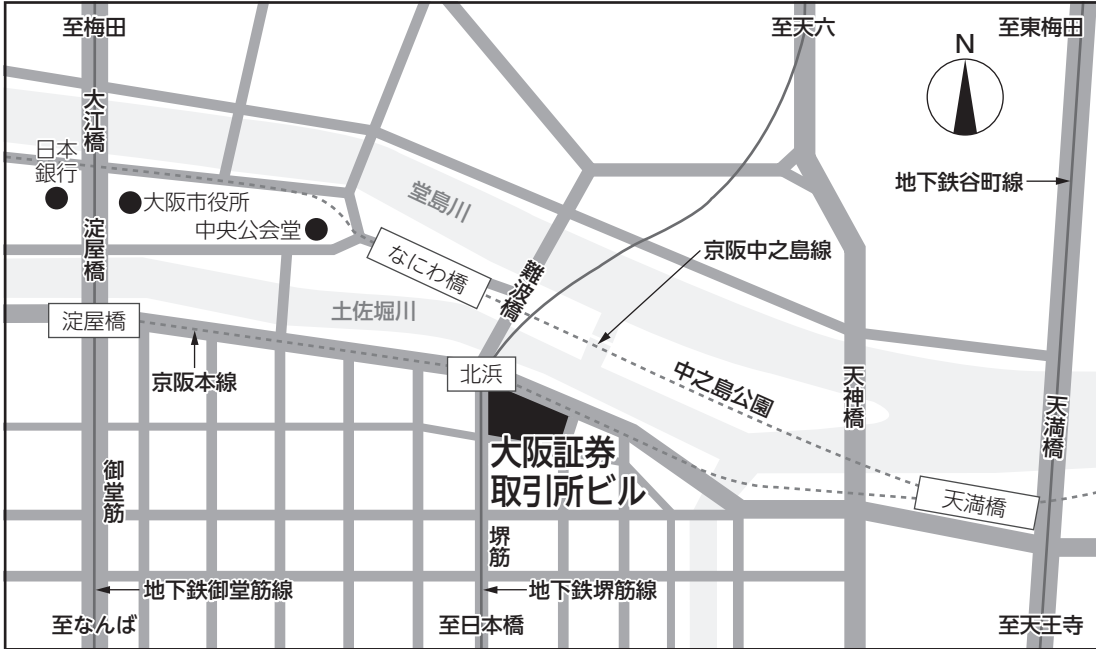
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	え もり よしのぶ 江森 義信 1964年 10月12日生	1988年 4月 株式会社ライカ入社 2000年 4月 株式会社エム&エム入社 2002年11月 スチリスタデザイン事務所代表 2024年 2月 当社入社 当社商品本部長 2024年10月 当社取締役商品本部長（現任）	20,500株
	【選任理由】 江森義信氏は、当社経営に携わっており、商品開発における豊富な経験と幅広い知見を有しており、その見識は今後も、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
5	い で く み 井出 久美 1964年 12月11日生	1991年10月 監査法人トーマツ （現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1995年 8月 公認会計士登録 2008年10月 監査法人トーマツ （現：有限責任監査法人トーマツ）シニアマネージャー 2011年10月 井出久美公認会計士事務所所長 （現任） 2013年 6月 株式会社シャルレ監査役 2017年 5月 当社取締役（現任） 2021年 6月 株式会社シャルレ取締役（監査等委員） 2023年 7月 株式会社ブッキングリゾート 取締役（現任）	30,000株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 井出久美氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その見識を当社の経営に活かしていただくため、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 井出久美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井出久美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年5か月となります。
4. 当社は、井出久美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
- また、当該契約は同氏の再任が承認された場合においても同内容での継続を予定しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
- 取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
- 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分
27号出口（地下道直結）
- 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

お願い

- 当社専用の駐車場はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

その他

- 会場内等でサポートが必要な方は、受付にてお申し出ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

